

## 西成区制 100 周年記念式典等企画・運営業務委託事業者選定会議 開催要綱

### （目的）

第 1 条 西成区制 100 周年記念式典等企画・運営業務委託事業者選定会議（以下「会議」という。）は、西成区制 100 周年記念式典等企画・運営業務を委託するにあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして、公募型企画競争方式（公募型企画プロポーザル方式）により委託事業者を選定する際に、学識経験者等から意見を聴くために開催するものとする。

### （会議の内容）

第 2 条 会議では、委託事業者の選定にあたって必要とされる、本市の有利性、実効性及び公正性の確保するため、次の各号について検討するものとする。

- （1） 選定方法、選定基準その他選定に必要な事項
- （2） 事業者から提出された企画提案書の内容
- （3） その他、会議が必要と認める事項

### （会議の委員）

第 3 条 会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1） 地域活性事業に造詣が深いと認める学識経験者
- （2） その他区長が必要と認めた者

### （開催期間）

第 4 条 会議の開催期間は、この要綱の施行日から西成区制 100 周年記念式典等企画・運営業務委託契約の締結日までとする。

### （庶務）

第 5 条 選定会議の庶務は、西成区役所総務課において処理する。

### （守秘義務）

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。